

## 令和6年度重点事業ならびに事業計画

滋賀県看護協会では、定款の目的に示す「県民の健康な生活の実現に寄与する」の実現に向けて重点事業を掲げて、活動を推進しています。

少子高齢化が進む状況の中で、国では2040年を展望し、「誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現」に向けた取組として、「多様な就労・社会参加の環境整備」「健康寿命の延伸」「医療・福祉サービスの改革による生産性の向上」等を示しています。

滋賀県看護協会においても、これらの国の方向性も考慮しつつ、事業を推進することが必要です。

### 【人生100年時代に活躍する看護職の学びの支援】

日本看護協会では、看護職の生涯にわたる能力開発などを支える学習支援が必要であることから、看護職の生涯学習支援体制を構築し、これに沿った看護職の資質向上を図ることとしています。

本会でも、生涯学習ガイドライン等に沿った学習内容の枠組みについて検討し、主体的な学びの支援を推進します。

### 【労働力人口の低下する中での看護職等の確保・定着】

看護職数の減少傾向があり、看護職の確保・定着に向けた働き続けられる職場環境づくりは、喫緊の課題となっています。今後ますます少子化が進み18歳人口の減少する中、さらに看護人材の確保の困難さが予測されます。看護職養成・確保と共に、定着をすすめ、多様な就労の場の提供やあらゆる年代の看護職が働き続けられる環境づくりが必要です。

### 【全世代の健康を支える看護機能の強化】

看護の「場」は多岐に渡っており、看護職はそれぞれの看護の「場」で地域の人々の健康と生活をささえています。全世代の健康を支えるには、保健医療福祉各分野の看護機能の連携を強化し、地域を面で支える看護提供体制の構築が必要です。看護職には、暮らしの場での療養が継続可能となるよう体制を整備する役割が求められます。

多様な場での看護職の活躍を支援するため、精神科病棟や在宅療養の支援者の交流や研修などの充実を図ります。

### 【感染症や自然災害等の体制整備】

改正感染症法・医療法等において「災害・感染症医療確保事業に係る人材の確保等」に関する条文が新設されました。国・県主導による応援派遣体制の枠組みの中で、新しい災害支援ナースの研修・登録を行うとともに、応援派遣にあたっての調整について、県からの委託により円滑な調整を行います。

行政等関係機関と連携し、感染症や自然災害等の体制整備の充実を図って行くことが必要です。

### 【SDGs実現に向けた取組みへの参画】

「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals, SDGs)

本会の重点事業は、国連が提唱する「SDGs」の「3 すべての人に健康と福祉を」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「8 働きがいも経済成長も」の実現につながるものであることから、関連づけて明示し、取組みへの参画をすすめます。

## 重点事業

### 1. あらゆる場での看護の質向上のための看護実践能力の強化

1. 三職能ラダーやマネジメンラダーの活用推進及び実践能力向上への支援
2. 看護職自身が主体となって自律的に取り組む生涯学習、それを支える組織への働きかけの強化
3. 看護基礎教育と臨床現場の関係者等との連携強化を図り、看護基礎教育の充実への支援
4. 様々な分野で活躍する看護職の看護実践力向上とやりがい支援(慢性期療養型病院・高齢者介護施設・精神科看護等)
5. 感染症対応や自然災害看護の実践力の向上

### 2. 看護職等の確保定着及び働き続けられる職場環境づくりの推進

1. 若年層を対象に看護の魅力発信を強化
2. 地域に必要な看護職の確保・定着に向けた多様な働き方の推進
3. 看護補助者の確保・定着の推進
4. 健康で安全な職場(ヘルシーワークプレイス)の推進
5. 働き方改革に伴う、タスク・シフト/シェアの推進支援

### 3. 全世代型地域包括ケアシステムの推進と看護職連携強化による地域看護力の向上

1. 地区支部活動や地域看護ネットの推進による地域包括ケアの実現
2. 在宅療養を支える訪問看護(看多機を含む)の機能強化
3. 地域における病院・診療所の外来看護機能の充実による地域看護力の向上
4. 健康寿命延伸を目指した看護活動の推進
5. 安心して生み育てるための看護職連携強化

### 4. 組織力強化

1. 看護職の活動・実践におけるSDGs実現に向けた取組への参画
2. 「かいつぶりのわ」広報誌や「看護の日」イベント等により、県民への看護活動のピーアール継続
3. 専門職能団体の意義の啓発により、会員増をめざした取組み強化
4. 災害支援・受援体制の充実

# 1. あらゆる場での看護の質向上のための看護実践能力の強化

## 事業背景

- あらゆる場での看護や管理実践力強化のために看護師・助産師の臨床ラダー、保健師のキャリアラダー、病院看護管理者のマネジメントラダーの活用を推進し、そのラダーのレベルに応じた生涯学習支援の企画・実施・評価を行う。また、看護職を雇用する組織が生涯学習支援を実際に行うための支援をする。
- 日本看護協会において基礎看護教育制度(4年制化)の検討が進められている。昨年度は「看護基礎教育を考える会」を開催し、看護職みんなの問題として検討する機会を持った。今後も2022年度より看護基礎教育のカリキュラムが改正されたことによる変化を確認し、実践とともに評価をまじえ、効果や課題を臨床現場や行政等と情報共有する場をもち、充実するための支援に努める。
- 病院看護管理者のマネジメントラダー、求められる6つの能力に対して管理者のレベルごとの学習のめやすを活用し、管理実践力の向上を図る。  
また、認定看護管理者の存在は看護管理に差が出るといわれており、多くの看護職を対象に看護管理の基礎を学ぶ機会を増やす。また、従来、隔年に実施していたセカンドレベルを原則、毎年開催することとし、若い方からサードレベル受講に繋げていく。
- 急速な高齢化がすすみ、慢性疾患や認知症などにより介護度が高くなる状況が存在し、高齢者介護施設や慢性期療養型病院で働く看護職にむけ、また、病院の外来、診療所における地域連携の要である看護職に向け研修会等を持っている。しかし、精神科病棟や障害児者の療養を支える病棟など、多様な場で働く看護職に個人のキャリア形成を支える学ぶ場の提供や各領域で日々の看護実践の好事例を共有し看護職自身がさらにやりがいを認識する機会をもつことができていない。まず、今年度は精神科領域について交流会等から始める。
- あらゆる看護職が感染症や自然災害等の発生時の対応力を高めるとともに、組織として危機管理体制の整備を図るとともに、対応力を高める必要がある。そこで、健康危機管理に関する研修会等により実践力向上を図る。

## 事業内容

### 1.三職能ラダーやマネジメントラダーの活用推進及び実践能力向上への支援

- 1) 三職能ラダーを活用した生涯学習支援計画に基づき教育を実施し、その評価を行う。
- 2) 病院看護管理者のマネジメントラダーに基づく研修体系に必要な研修受講推進を図る。
- 3) 看護管理実践能力向上のために、認定看護管理者教育課程ファーストレベル・セカンドレベルの開催

### 2.看護職自身が主体となって自律的に取り組む生涯学習、それを支援する組織への働きかけ支援

- 1) 組織において看護職の生涯学習支援の担当する者の意見交換会の場を持つ。
- 2) 生涯学習支援を自組織で取り組むために研修会を持つ。

### 3.看護基礎教育と臨床現場の関係者等との連携強化を図り、看護基礎教育の充実への支援

- 1) 看護基礎教育代表者及び関係者(看護管理者・行政など)との情報交換会を開催する。
- 2) 看護基礎教育を担当する専任教員対象の研修会を開催する。

### 4.様々な分野で活躍する看護職の看護実践力向上とやりがい支援(慢性期療養型病院・高齢者介護施設・精神科看護等)

- 1) 看護実践力向上に向けた研修を企画し実施する。
- 2) 関係病院の看護管理者代表者会議を開催する。
- 3) 関係病院の看護実践の好事例を収集するなど、看護職間で共有できる場を作る。

### 5.感染症対応や自然災害看護の実践力の向上

- 1) 感染症・自然災害発生時に実践できるための研修会を開催する。

## 2. 看護職等の確保定着及び働き続けられる職場環境づくりの推進

### 事業背景

- 2023年10月「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」が告示され、看護職の確保・定着において、多様化する看護のニーズや365日24時間勤務体制への対応のための確保の推進と生涯にわたって看護専門職として働き続けることが重要であるとたわわれている。  
少子化が進行し、2040年生産年齢人口が急減し、18歳人口の12人に1人が看護職を選択してもらえるよう活動が必要となる。地域の特性や現状を踏まえた看護の魅力伝える活動が必要である。
- 高齢社会を支えるために、地域包括ケアシステム推進において地域の医療・介護提供体制に必要な地域の特性に合わせた看護職確保が求められている。看護学生や未就業者及び熟練したスキルを持つプラチナナースが、県内や地元で自分のキャリアに応じた多様な職場・働き方を選択し長く働き続けられるように、県・市町行政や関係機関と連携を取りながら、地域偏在に取り組むことは重要である。現代の情報発信ツールであるSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を活用することでより多くの求人・求職への情報提供の推進が図られ、看護職確保事業の拡大につながると考える。また、データの活用による評価と課題を可視化することで、具体的取り組みを推進していく必要がある。  
災害時や感染症等発生時に的確、敏速に活躍できる看護職の確保が必要であり、県行政との連携を密に対応していくことが求められている。
- 看護職が専門性を必要とする業務に専念するため、チームの一員として看護補助者と看護職との協働体制の整備が必要であり、看護管理者の役割発揮が求められるため管理者の支援が重要である。看護補助者の確保と定着に向け、日本看護協会の「看護補助者の確保・定着に関する情報」の活用を周知し、関係機関との連携は重要となる。
- 看護職が健康で安全に働き続けられるように「労働安全衛生ガイドライン」や「看護業務の効率化先進事例」を活用し、多様な職場環境改善の取り組みを支援する必要がある。合わせて、ウイメンズヘルスに関する知識の推進を深め、対象となる看護職が生涯健康に働き続けられることを支援することが求められている。職員の離職防止への支援と現場の課題に応じた対応ができる看護管理者への最新の労務管理能力の向上への支援が重要である。
- 日本看護協会が作成した、「看護の専門性の発揮に資するタスク・シフト/シェアに関するガイドライン及び活用ガイド」を活用し、各施設の現状に合わせて、タスク・シフト/シェアが進められている。今後、2024年4月の施行に向けて医師の働き方改革の加速が予測される中、患者利益、医療の質、安全性の担保を前提に、チーム医療の推進のための連携を図り、看護職が専門性を発揮できる環境整備への取り組みを支援行う。

### 事業内容

#### 1 若年層を対象に看護の魅力発信を強化

- 1) 各教育機関へ訪問し、看護の魅力発信の拡大を図る。
- 2) 「高校生1日看護体験」「中学生1日看護体験」を開催し看護の魅力発信の拡大を図る。
- 3) 「看護の日・看護週間」看護フェアを活用し、若年層と保護者及び県民へ看護を広報する。同時に県内看護養成校への進学・地元への就職をはたらきかける。
- 4) 「すまいるアクション」参加により看護の魅力発信する。

#### 2. 地域に必要な看護職の確保・定着に向けた多様な働き方の推進

- 1) 県・市町行政、ハローワークと連携し看護職の地域偏在改善に向けた会議参加と対策実施を支援する。
- 2) 看護養成校授業一環として看護学生就業ガイダンス交流会を開催し職場選択とキャリアを考える機会とする。
- 3) 地区支部活動や地域看護ネットの中で地域の特性を生かした確保事業を支援する。
- 4) 潜在看護職や未就業者を対象に、復職支援研修受講者増を図り、再就業を支援する
- 5) 潜在看護職やプラチナナースが就業できる職場環境整備と就業を支援する。
- 6) SNS活用の推進をはかり、より広く情報発信を行うことで、看護師確保事業の拡大を図る。
- 7) 看護職員需要調査(病院・訪問看護事業所)を活用した確保事業の推進を図る。
- 8) サポートナース登録者の管理を通じて県行政と連携を図り、要請時に対応する。

#### 3 看護補助者の確保・定着の推進

- 1) 新規看護補助者の確保に向けて、県・市町行政、ハローワーク、各医療機関との連携を図る。
- 2) 就業後の定着・促進に向けた研修の開催。
- 3) 日本看護協会の「看護補助者の確保・定着に関する情報」の活用・周知を図る。

#### 4. 健康で安全な職場(ヘルシーワークプレイス)の推進

- 1) 看護業務の効率化・生産性の向上に取り組まれた施設の活用・周知を図る。
- 2) 健康で安全な職場環境づくりの推進に向け管理者を支援する。

#### 5. 働き方改革に伴う、タスク・シフト/シェアの推進支援

- 1) ガイドラインを活用した各施設におけるタスク・シフト/シェアの取組を支援する。
- 2) 他の医療従事者との連携を図り、安全性の確保と専門能力の発揮に向け環境整備の推進に取り組む。
- 3) 看護補助者向け日本看護協会の標準研修(オンデマンド)を周知し効果的な研修受講の推進を図る。

### 3. 全世代型地域包括ケアシステムの推進と看護職連携強化による地域看護力の向上

#### 事業背景

- 地域包括ケアシステムの構築や病院の機能分化が推進され、在宅療養を支える訪問看護・外来看護・施設看護・地域における保健師活動の機能強化はますます重要である。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい人生を全うできるよう、各圏域の現状や課題解決に向け、看護職の連携を強化する。さらに、地区支部活動や地域看護ネット活動を通じて、地域看護力の向上を図る。
- 令和4年4月から外来機能報告制度が創設され、地域での外来看護の連携が重要になっている。また、外来は入院と在宅の中間に位置しておりつなぐ役割が期待される。地域の外来の状況を病院や診療所で働く看護職が共有することで、各地域の外来機能分化を理解し、さらなる地域連携を強化する。  
引き続き、在宅療養の要である訪問看護についても、訪問看護の質の向上や人材育成、経営改善に向けて支援する。同様に小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複合型サービスである看護小規模多機能型居宅介護(看多機)についても機能強化を図るための支援を行う。
- 健康寿命延伸プラン(厚生労働省 2019 年策定)は、2040 年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し、75 歳以上とすることを目指している。Ⅰ.次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等、Ⅱ.疾病予防・重症化予防、Ⅲ.介護予防・フレイル対策、認知症予防の3分野において取り組んでいる。県内のあらゆる場で活躍する看護職が健康寿命延伸につながる活動であることを認識でき、看護活動を展開できるよう働きかける。
- 若者が自身の健康について、早い段階から正しい知識を持ち健康的になることは健やかな妊娠、出産につながる。安心して生み育てるために妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できるよう、各機関の看護職が果たすべき役割や連携について考え、取り組んでいかなければならない。

#### 事業内容

##### 1. 地区支部活動や地域看護ネットの推進による地域包括ケアの実現

- 1) 各支部で地域特性を活かした地域包括ケアの実践とシステム構築に向けた取組みを推進する。
- 2) 専門看護師や認定看護師等の協力を得て、病院と施設が連携して地域の看護力向上を図る。
- 3) 各圏域の課題解決に向けて、地区支部活動や地域看護ネットの活動を通して在宅療養を支える看護職が連携を強化する。
- 4) 地域看護ネットの代表者による会議開催及び取組みを合同報告会で共有する。

##### 2. 在宅療養を支える訪問看護(看多機を含む)の機能強化

- 1) 訪問看護職の資質向上・キャリアアップの充実を図るための系統的な研修を実施する。
- 2) 看護小規模多機能型居宅介護(看多機)の機能強化を図るため、研修・管理者交流会を開催する。
- 3) 経営・管理運営に関する研修、助言相談事業を実施する。

##### 3. 地域における病院・診療所の外来看護機能の充実による地域看護力の向上

- 1) 外来看護の役割や機能を共有できる研修会を開催する。
- 2) 事例を通して、病院・診療所の外来看護の機能や連携について検討する。

##### 4. 健康寿命延伸を目指した看護活動の推進

- 1) 自分たちの看護活動が健康寿命延伸に寄与していることを、各支部や地域看護ネット、職能の活動において共有する機会を設け、それぞれの看護活動の向上に繋げる。

##### 5. 安心して生み育てるための看護職連携強化

- 1) 周産期医療関係者の顔の見える関係づくりを推進するための研修・交流会を開催する。
- 2) 妊産婦のメンタルヘルスケアやプレコンセプションケアについて学び、看護職の役割や支援について考える
- 3) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するための看護職の役割やネットワークの重要性について様々な機会を通して共有する。

## 4. 組織力強化

### 事業背景

- 看護職の活動・実践は、2015年に国連サミットで採択され、2030年までの達成を目指す国際社会の共通目標「誰ひとり取り残さない」を理念とした「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals、SDGs)17のゴールのうち、次の3つの目標「3 すべての人に健康と福祉を」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「8 働きがいも経済成長も」の実現につながるものであることから、取り組みへの参画を推進する。
- 県民向け広報誌「かいつぶりのわ」において、度重なる自然災害や新興感染の蔓延などの危険に対して、感染症法・医療法の改正により、従来、日本看護協会が派遣していた災害支援ナースの体制が変化したことや1月に発生した能登半島地震をはじめ、災害支援ナースの活動を県民に知っていただくものとし、平時と異なる看護について知っていただくものにした。  
また、看護の日のイベントで、県民や小中高生等に看護の魅力や価値を発信する。
- 日本看護協会組織全体においても入会促進の取り組みが強化されている。  
滋賀県看護協会もさまざまな機会を通して、入会を進めている。しかし、現在、会員数は、9,175人(R6.1)、昨年同時期は9,251人であり、協会離れが進んでいる。また、県内看護職数も減少しており、看護師確保の難しさと共に会員確保はさらに課題である。研修会や交流会参加の看護職員へはもちろん、地区支部活動や地域看護ネット活動において、看護専門職団体の意義やその活動成果等を啓発し、入会強化の取り組みを進めていく必要がある。
- 改正医療法等にもとづく、災害支援ナース(災害・新興感染症対応)の養成・派遣について、令和6年4月から体制が変更となる。また、近年様々な災害が発生しており、その対応を考えると平時の備えが必要である。そこで、看護協会の災害対応に関するマニュアルや体制を再度見直し、平時からの訓練を含む体制の構築を図っていく。

### 事業内容

#### 1. 看護職の活動・実践におけるSDGs実現に向けた取組への参画

- 1) 各種事業推進において、SDGsの目標「3 すべての人に健康と福祉を」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「8 働きがいも経済成長も」に関連する事業でもあることを意識して取り組む。

#### 2. 「かいつぶりのわ」広報誌や「看護の日」イベント等により、県民への看護活動のピーアール継続

- 1) 災害時の看護職の活動を特集した「かいつぶりのわ」7号の発行。
- 2) 小中高生や看護学生、県民に向けた「看護の日」のイベント等により、看護の魅力を発信する。

#### 3. 専門職団体の意義の啓発により、会員増をめざした取り組み強化

- 1) 地区支部及び地域看護ネットにおける活動により会員10%増に向けての取り組みを強化する。
- 2) 新卒看護職員交流会や卒業前の学生に対して看護協会活動やナースセンターの社会的役割や機能について啓発し、新入会員の増加を図る。
- 3) 入会を勧める内容を掲載した生涯学習支援計画等を会員以外にも配布する等、非会員に看護協会に入会するメリットを伝える機会の確保に努める。
- 4) 会員施設に訪問し、入会の意義を説明する。

#### 4. 災害支援・受援体制の充実

- 1) 日本看護協会の災害支援ナースの登録の仕組みの変更にそって、当協会の体制を整える。
- 2) 災害発生時の対応力強化を図るために、「災害支援マニュアル・受援マニュアル」を見直す。  
また、平常時から受援体制を整備するための研修会を開催する。
- 3) 事業継続計画に基づき、訓練を実施する。